

## 2-（5）いじめ防止プログラム

### 【南魚沼市立後山小学校いじめ防止基本方針】

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行、以下「法」という。）第13条の規定に基づき、「南魚沼市立後山小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

#### 1 いじめ防止のための基本的な方針

##### (1) いじめに対する基本的な考え方

###### ① いじめの定義

いじめとは、法第2条で「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

###### ② いじめ類似行為の定義（R2.12 追加）

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

###### ③ いじめ防止の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり児童の尊厳を損なう決して許されない行為である。教職員は、いじめがどの児童にも、どの学校でも起こりうるものであることを認識するとともに、いじめの早期発見に努め、いじめを認知した場合は深刻化させないよう迅速かつ適切に対処することが重要である。

また、児童には、いじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながらはやし立てたり、傍観したりすることがないよう、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを十分理解させるようにする。加えて、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、学校、家庭、地域、関係機関等が連携していじめ問題の克服に取り組まなければならない。

###### ④ いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

職員は、いじめを見逃してはならない。

##### (2) いじめ防止のための取組

児童をいじめに向かわせることなく、よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壤をつくるため、次のような視点からいじめの防止に努めるものとする。

ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこと。

- イ 全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、児童の「居場所づくり」を進めるとともに、児童同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を感じられるようにすること。
- ウ 児童がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、児童がいじめに向かわないようストレスに適切に対処できる力を育むこと。
- エ いじめの問題への取組の重要性について保護者及び地域全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めること。

### (3) いじめの早期発見

いじめに迅速に対処するには、早期発見が不可欠である。そのため、教職員はもとより、児童や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃しがゼロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努めることが重要である。

また、法第23条を踏まえ、教職員や保護者等は、児童からいじめに係る相談を受け、その事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童が在籍する学校へ通報するなど、可能な限り早い段階で適切な措置を講じる必要がある。

### (4) いじめへの対処

いじめを認知した場合、直ちに、いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全を確保することや、いじめたとされる児童に事情を確認した上で適切に指導することなどを組織的に行う。

## 2 いじめ防止のための基本的な施策

### (1) 基本的な取組

#### ① いじめの未然防止のための取組

ア 重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。

イ 教育活動全体を通して、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。特に「道徳」の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。

ウ 児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動の充実を図る。

#### ② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。(法第16条)

- ・ 児童対象のいじめアンケート調査（6月、11月、随時）・QU調査（5月、10月）
- ・ 児童対象の教育相談を通じた調査（教育相談期間設定：学期1回くらい、随時）
- ・ 保護者対象のいじめアンケート調査（6月、11月、随時）
- ・ 児童・保護者アンケートの保存期間は5年間とする。

イ いじめ相談体制

- ・ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談窓口の設置と周知を図るなど相談体制を整備する。
- ・ スクールカウンセラーや教育相談員等との連携を図る。

## ウ 教職員の資質向上

- ・ いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

※ふでばこが壊されたとき、単なる破損と見るか、背景に重大ないじめがあり、そのいじめの一面の行為として見るかでは、大きな違いが生じる。事象は氷山の一角。

## (2) いじめの防止等の対策のための組織

### ① 名称

法第22条の規定に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として「南魚沼市立後山小学校いじめ不登校対策委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。

### ② 委員会の構成員

<校長、教頭、教務、生活指導主任、担任、養護教諭、(教職員全員)>

### ③ 委員会の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核となる。
- ・ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時は、緊急会議を開いて当該情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる。

### ④ 委員会の取組

- ・ いじめの早期発見に関する事（アンケート調査、教育相談等）。
- ・ いじめの未然防止に関する事（啓発活動等）。
- ・ いじめの発生時の対応に関する事。
- ・ 委員会は、定例会に加え、いじめ発生時は緊急に開催する。

## (3) いじめ発生時の措置

- ① いじめに係る相談・報告を受けた場合は、速やかに事実を確認する。
- ② 当該情報を基に、委員会としての対応策を協議し、全教職員の共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ、いじめを受けた児童を確実に見守って保護する。また、必要に応じて別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④ いじめを受けた児童の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携について保護者の理解を得る。
- ⑤ いじめを行った児童に対して、いじめは人格を傷つける卑劣な行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むよう指導するとともに、その保護者に対して学校との連携を継続し、保護者としての責任を継続的に果たすよう助言する。
- ⑥ いじめを見ていたあるいは認知していた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ⑦ いじめに係する保護者に対して、関係する情報と学校の対応を説明する。
- ⑧ その他の児童に対して、学級指導、学年集会、全校集会等において、関係する児童とその保護者のプライバシー保護に配慮した上で、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨ いじめに係する児童及び保護者に関わる情報を委員会で定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。

- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべき重大事案については、市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。  
(※警察に通報すべき事案を通報しない場合は、法令違反を問われることになる。)

#### (4) いじめの解消の要件

- 少なくとも、次の2つの要件を満たされている必要がある。
- ① いじめにかかる行為が少なくとも3か月止んでいること。
  - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。(本人及び保護者面談の実施)

### 3 重大事態への対応

#### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより、在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性疾患を発症した場合等を想定する。)
- ② いじめにより、在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(「相当の期間」とは、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合は、重大事態の可能性を想定する。)
- ③ その他 市教育委員会が重大と認めるとき。

#### (2) 重大事態発生時の対応

校長が市教育委員会へ報告し、該当事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

- ① 学校が調査主体となった場合
  - ア 委員会を母体としつつ、当該当事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
  - イ 事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ウ 自殺又は自殺が疑われる死亡事案については、基本調査を行う。
  - エ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
  - オ 調査結果を市教育委員会に報告する。
  - カ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ② 学校の設置者である南魚沼市が調査主体(詳細調査)となった場合の対応
  - ア 南魚沼市の調査組織に必要な資料を提出するなど、調査に協力する。
  - イ 詳細調査では、事実関係の調査だけでなく再発防止策を打ち立てることも目指す。

#### (3) その他

児童や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあった時は、その時点で校長は、「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない。」と軽はずみな判断をせず、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

令和5年4月1日 一部改訂